

武庫川女子大学

受験上の配慮申請について

※(注意)「修学上の配慮」については、別途の取扱いとなります。

心身の病気や障がいのため、入学後の修学支援についての相談を希望される方は、学生部学生課学生サポート室までなるべく早めにご連絡ください。

【学生部 学生課 学生サポート室】

電話:0798-45-3794 平日9~17時(土・日・祝 閉室)

メール:gaksapo@mukogawa-u.ac.jp

URL: <https://www.mukogawa-u.ac.jp/~gakusei/content/support.html>

1. 本学入学試験における受験上の配慮について

本学では、病気・負傷や障がい等のために、受験時に配慮を必要とする場合は、各入学試験出願開始日の1カ月前までに「受験上の配慮申請について」(本資料)を確認のうえ、本学アドミッションセンター(0798-45-3500)に申し出て、期日内に書類を郵送してください。

なお、申請内容に基づき、個々の症状や状態、程度に応じて受験上の配慮について検討しますが、場合によっては事前面談をお願いすることやご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください(事前面談の可否や面談内容が合否に影響することは一切ありません)。

【配慮の内容等について】

受験上の配慮事項例は下表のとおりです。本学の対応実績をもとに記載しています。配慮が必要とされる場合は、事前にヒアリングもしくは面談の上、検討させていただきます。

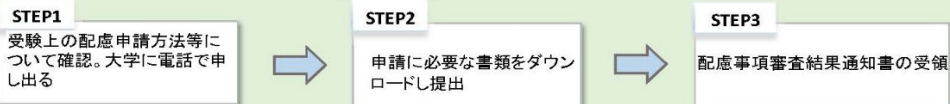
配慮例

種別	主な配慮例
視覚障がい	問題用紙・解答用紙の拡大、別室の設定、座席位置の指定など
聴覚障がい	補聴器の装用、重要事項等の文書伝達、座席位置の指定など
肢体不自由	試験時間延長、マークシートのチェック解答、車いす・杖等の持参使用、別室の設定、座席位置の指定など
発達障がい	試験時間延長、マークシートのチェック解答、重要事項等の文書伝達、別室の設定、座席位置の指定など
病弱/その他	別室の設定、座席位置の指定など

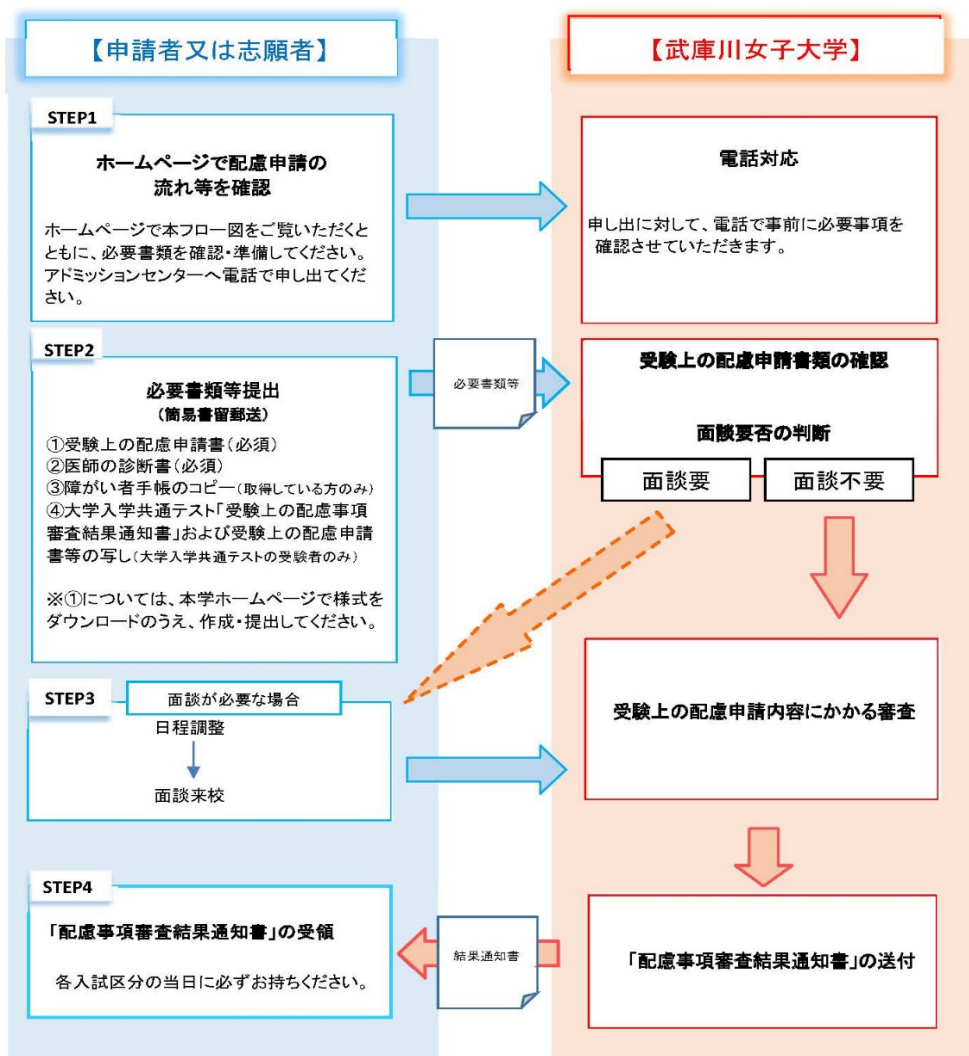
2.受験上の配慮申請方法について

病気・負傷や障がい等のために、受験上の配慮を希望する方の申請について

【申請から受験までの流れ】



※受験上の配慮についての申請書の提出期日は、原則として各選抜区分の出願期間開始日の1カ月前までとします。(出願期間は各学生募集要項を参照)
 ※相談の内容によっては、本学の試験実施までに対応が間に合わず、特別な配慮が講じられない場合がありますので、できるだけ早い時期に申請してください。



3.提出書類について

「受験上の配慮申請書」をダウンロードしていただき、申請期日までに以下の書類を郵送してください。

- ①武庫川女子大学入学試験受験上の配慮申請書(本学所定様式ダウンロード【必須】)
- ②医師の診断書【必須】
- ③障がい者手帳のコピー(取得している方のみ)
- ④大学入学共通テスト受験上の配慮決定通知書および受験上の配慮申請書等のコピー

(大学入学共通テストの受験者のみ)

※大学入学共通テストの配慮申請書は、本学の申請期日までに通知が届くよう、出願前に申請を行ってください。通知書が申請期日までに到着しない場合は、その他の書類を申請期日までに郵送し、通知書は到着次第、早急に郵送してください。

4.申請期日について

本学では、病気・負傷や障がい等のために、受験時に配慮を必要とする場合は、各入学試験出願開始日の**1ヵ月前までに**「受験上の配慮申請について」をご確認のうえ、本学アドミッションセンター(0798-45-3500)に申し出て、期日までに申請を行ってください。

重要な書類のため、必ず**簡易書留**で郵送してください。

〒663-8558

兵庫県西宮市池開町 6-46
武庫川女子大学 アドミッションセンター
受験上の配慮申請係 宛

5.「配慮事項審査結果通知等」の送付について

申請された受験上の配慮にかかる審査結果につきましては、大学で審査のうえ、受験上の配慮事項を決定します。決定後、「配慮事項審査結果通知等」をご自宅に郵送します。お手元に届き次第、内容をご確認の上、ご不明な点等ございましたらアドミッションセンターまでお問い合わせください。

なお、「配慮事項審査結果通知等」は、試験当日に受験票とともにご持参いただく必要がありますので、大切に保管しておいてください。

以上